

## 審問でのオブザーバー注意事項

- オブザーバーは、審問を行うプロテスト・パネルの部長の裁量で、抗議審問の間認められます。
- オブザーバーは、審問開始前に審問室に入室してください。審問開始後に審問室に入ることは認めません。
- オブザーバーは、審問において発言できません。
- オブザーバーは、審問で証人となることはできません。
- オブザーバーは、審問で当事者または証人の通訳となることはできません。
- オブザーバーは、プロテスト・パネルが討議している間は、審問室を離れることを求められます。
- オブザーバーは、抗議審問の開始から判決の言い渡しまで、審問に関連する事項について抗議の当事者又は証人と話し合うことはできません。これには審問が延期されている間を含みます。
- オブザーバーは、審問の間着席したままで、抗議の当事者又は証人と意思疎通をしてはいけません。これには顔を合わせることやジェスチャーも含まれます。
- オブザーバーは、要求された場合を除き、ヒアリングの途中で審問室を離れてはいけません。審問が中断した際に退出し、以降再入室しないことは認めますので、その際はプロテスト・パネルに伝えてください。
- オブザーバーは、通話・録音・録画・筆記は認められません。審問室に筆記具、テープ・レコーダー、無線、携帯電話等は持ち込めません。ルールブック電子版を使用するための端末も該当します。プロテスト委員会ではそれらを預かることはしませんので、あらかじめ預けるようにして下さい。
- オブザーバーは、審問ルームに飲食物を持ち込めません。また、審問の間喫煙はできません。
- プロテスト・パネルの部長は、オブザーバーに対し理由を述べることなくいつでも審問室を退室させ、再入室を拒否することができます。